

午前十時一分 開議

○議長(小林菊三君) ただいまから 昭和五十五年第三回福生市議会定例会第三日目の会議を開きます。

○議長(小林菊三君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸君の報告をいただきます。

(古谷議会事務局長報告)

一、議案の訂正について(別添参照)

○議長(小林菊三君) 以上で報告は終わりました。

○議長(小林菊三君) 本日の議事運営につきましては、議会運営委員会において検討されており、委員長の報告を願います。

(議会運営委員長 貫井喜代次君登壇)

○議会運営委員長(貫井喜代次君) 御指名によりまして、第三回定例会第三日目の議事運営について、去る九月十九日に開催いたしました議

会運営委員会の結果を御報告申し上げます。

本日は、第二日目に各常任委員会に付託された案件の委員  
会審査報告と閉会中の継続審査申し出及び特定事件の継続  
調査となっております。日程はお手元にお配りのとおりの順序でお願い  
することになりました。

なお、理事者側から全協の申し出がありましたので、議会側で  
の全協と合わせて検討いたし、そのうちの一部については議事運営  
上準備の都合もあろうかと思われましますので、日程の途中で全協  
を行い、残りの分については本会議終了後に行うことを議運は了承  
しておりますので、あらかじめ含みおき願います。

はなはだ簡単でございますが、第三回定例会最終日の議事  
が円滑に運ばれますよう、各位の御協力をお願い申し上げます。  
て、報告いたします。

○議長（小林菊三君） ただいま本委員長から報告されたとおり、本日  
の議事を進めますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小林菊三君） これより日程に入ります。

日程第一議案第六十九号福生市予防接種健康被害調査委員  
会条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委  
員長から報告を願います。

（厚生委員長 関 米吉君登壇）

○厚生委員長（関 米吉君） 議案第六十九号福生市予防接種健康  
被害調査委員会条例に関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果につきましては、お手元に  
御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査内容についてその  
大略を御報告させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず本議案の提案理由について、担当課長より、関係上級官庁

よりの指示に基づき、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るための予防接種健康被害調査委員会を設置することに伴い、本条例を制定する必要が生じたものであるとの説明の後、各条文に対する説明が行われ、質疑に入りました。

質疑においては、一、いままで、この条例に該当する健康被害が当市において発生した例があるか。また近隣他市で発生した例があるか。二、この委員会は、市長の附属機関として設置されることになっているが、条例で定める委員会で、ほかに市長の附属機関とになっているものがあるか。三、この委員会を設置することによって健康被害問題を最低限度に食い止めるというねらいがあるか。四、健康被害の被害申し立ては被害者自身が行うものであるか。また被害が一件もない場合は委員会を開く必要がないわけだが、定例的な委員会は開催されないのかなどでありました。

これに対し、担当部長及び課長より、一、いままで当市において、予防接種による健康被害が出た例はない。他市の例では、五十

二年二月二十五日から五十四年九月六日までの間において三種混合接種において九件の例があるが、うち一件は否定されている。ポリオにおいても一件あるが、認定されていない。麻疹においては六件で、認定五件、保留一件で、近くにおいては武蔵野市で二件発生しているようである。また日本脳炎等でも都区内で七件、多摩市で一件の例があり、インフルエンザにおいては三件、近くでは三鷹市の例がある。

二、この委員会を市長の附属機関としたのは、法的には自治法等二百二条の三に規定する附属機関に該当するものであるからである。さらに同法百三十八条の四で、執行機関の附属機関として自治紛争調定委員、審査会、審議会、その他の調停、審査、調査のための機関を置くことができるとの定めがある。都市計画審議会等の場合も条例化されているが、これは諮問機関であり、この附属機関とは関係が違ふ。したがって、この委員会は、市長の要請に応じて委員会を開かねばならず、委員会が独立して会議を開くことができず、市長の権限に附属するというところで附属機関と規定

したもので、上部機関から統一的指示も出されている。

三、この委員会は健康被害問題を最低限度に食い止めるといふものではなく、予防接種は公衆衛生上行うもので、当市においては福生市長が実施主体者である。予防接種については、健康被害の防止に細心の注意を払って行っているが、中には特異体質の者もあり、関係者がどんなに注意しても防げない事故もある。そうした事故が発生した場合、その救済を適正かつ円滑に行うため、この委員会を設置しようとするものである。

四、健康被害の申し立ては本人から申し立てていただかないとわからない。また委員会委員の任期は二年であるが、任期中、被害がなければ委員会を開く必要はないわけですが、万一に備えて委員会を設置しておかなければならないので、本条例が決定されたならば早急に委員を決定し、委員会設置のため委員会を開く考えでいる。任期中、被害が出ないでそのまゝ任期満了となる可能性もあるが、事務局としては締めくくりの委員会を開催し

たいと考えているなどの答弁があつて質疑を終わる、採決の結果、当委員会としては全員異議なく本議案は原案どおり可決すべしものと決定した次第であります。

何とや、よろしく御審査の上、当委員会報告どおり御可決あらんことをお願いし、補足説明といたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十九号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決

議八十二 議八十二 議八十四 議八十五 第三定 議六十九 議七十 請三 請四 議八十二

されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決すること  
に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第六十九  
号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第二議案第七十号非常勤の特別職の職員  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委  
員長から報告をお願いします。

（総務委員長 田村市郎君登壇）

○総務委員長（田村市郎君） 議案第七十号非常勤の特別職の職  
員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につ  
きまして、委員会の審査の概要を報告いたします。  
なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省

略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案の審査に当たっては、冒頭、理事者側より説明があり、質  
疑に入りました。

質疑の主なるものは、まず第一に、調査委員会の設置根拠は何か。  
それから第二番目に、この調査委員中、職員に対する報酬はどうな  
っているのか。第三、事故発生における委員会と補償の関係はどう  
なるのか等でありました。

これに対して、一番の設置根拠については、昭和五十二年二月に予防  
接種法が改正され、施行となったため、調査委員会が設置されるこ  
とになった。二番目、報酬については、職員には支給しないので、当条  
例の中にはうたっていない。三、予防接種を受けたことによって被害  
が発生した場合の補償は、厚生大臣の諮問機関である公衆衛生審  
議会において審査され、死亡や疾病の程度によって、国から自治体  
を通して給付されることになっている等と、理事者側より答弁があ

リ、本案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

なお、本案は、ただいま議案第六十九号で御可決を賜りました調査委員会条例の特別職の職員の報酬費用に関する条例の一部を改正するものであります。ことを申し添えまして、何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、報告いたします。

○議長（小林菊三君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑を終わります。

○五番（東浦春浪君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第七十号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） この際、日程第三から日程第五までの三案を一括して上程いたします。

日程第三議案第七十一号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例

日程第四議案第七十二号 福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例

日程第五議案第七十三号 福生市重度心身障害者福祉手当条例

の一部を改正する条例  
以上三案を一括して議題といたします。

本三案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第七十一号福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例、議案第七十二号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例及び議案第七十三号福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例に関する審査報告を申し上げます。

三議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査内容について若干補足説明を行わせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず議案第七十一号児童育成手当条例の一部改正については、担当所長より、本会議における説明と同様に、この条例改正の理由は、都からの負担額増額に伴い、育成手当及び障害手当をそれぞれ現在より月額五百円ずつアップし、十月一日から育成手当を五千五百円、障害手当を七千五百円にしようとするものである。なお、対象者は育成手当が三百九十人、障害手当が五十五人であるとの説明があり、質疑に入りましたが、委員中より質疑はなく、直ちに採決の結果、本議案は、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

次いで議案第七十二号老人福祉手当条例の一部改正については、担当所長より、本条例改正も都条例の改正によって、満六十五歳以上の老人で、かつ六カ月以上臥床の状態にある者、またはこれに準ずる状態にある者に対し支給される手当を、現行一万一千五百円から一千万アップし一万二千五百円として、十月一日から支給しようとするための改正である。当市における該当者は八十五名であるとの説明を受けた後質疑に入りませんでした。

質疑においては、一、現行市条例第二条で「常時臥床の状態、またはこれに準ずる者」及び「臥床の状態が六カ月以上継続または継続すると認められる者」とあるが、この「準ずる」と「認められる状態」は医師の認定によるものであるかどうか。二つ、同じく市条例第十一条で「必要がある場合、状況調査を行う」という規定があるが、これは手当支給に当たって疑問があるとき調査することなのかの質疑に対し、担当部長より、一、「常時臥床の状態に準ずる」及び「六カ月以上継続と認められる者」の認定基準は、たとえば脳溢血で倒れ現在では三カ月寝たきりの状態であるが、後遺症のために今後も当分のような状態が続くと認められる者を認定している。都としてもぜひそのような者にも支給してほしいという指導である。なお、この認定については、当市では民生委員の方にも願っている。二、状況調査は、現在この手当は四月、八月、十二月の三回に分けて支給しているが、直接職員がその家族または本人に会って状況を確認した上で支給している。その際、疑問があれば民生委員に詳しく調査をお願いしている。いまま

でこうした状況調査で、たとえば片足をなくした老人の方が車いすに乗れば何とかできるという状態のため、老人福祉手当の支給を停止し、重度心身障害者福祉手当の方に移行させたいというような例があると答弁があり、質疑を終わり、採決の結果、全員異議なく本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

次いで議案第七十三号重度心身障害者福祉手当条例の一部改正については、担当所長より、本議案も前二議案と同様に都の条例改正に伴い、現在の支給額七千円を、十月一日から七千五百円に引き上げようとするもので、該当者は百四十八名であると説明がありました。

委員より、該当者百四十八名というが、本年四月以降の増減状況及び該当者は精神関係と心身関係とどちらが多いかの質疑に対し、担当所長から、当年度当初は百四十五名であったので三名ふえている。精薄関係者は現在三名、身障一級者が五十名、二級者が八十六名、脳性麻痺及び筋萎縮症の者九名であると答弁があり、質疑を終わり、採決の結果、全員異議なく本議案は原案どおり可決すべ

きものと決定した次第であります。

以上、議案第七十一号から第七十三号までの三議案に対する当委員会審議内容について一括御報告申し上げました。

何とぞようしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決あらんことをお願いし、補足説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

○二十一番(末次性男君) 私は、これは上程されたときに質問をすればよかったんですが、出おくれましたので、ここでちよつとお聞きしたいんですけれども、この文面では、これはいまに始まったことではなくて前もこういうことはよく出てきたんですけれども、たとえば議案第七十一号の文面の中に、「児童育成手当制度の充実を図るため」——この「充実」ということが、どうも私はこの金額の値上げだったう、これはスライドにすぎないんだと、いわゆる物価の上昇に基づいてスライドすると。充実という言葉はいささかちよつとオーバーのような感じがするんですが、

そういうことが委員会で質疑をなされ、あるいは質疑されたとすれば、それに対する説明はどのようなものであったかどうか、ちよつとお聞きいたします。

○厚生委員長(関 米吉君) ただいまの末次議員の質問内容に対しては、当委員会としては、そのような審議、質疑は行われておりません。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君) この際、動議を提出いたします。

ただいま一括議題となつております三案については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本三案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するにとり御異議ありませんか。

議八十二 議八十一 議八十四 議八十五 第三定 議六十九 議七十 議七十一 議七十二 議七十四 議八十一

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君） 御異議なしと認めます。よって議案第七十一号、議案第七十二号及び議案第七十三号の三案は、それぞれ委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長（小林菊三君） 日程第六議案第七十四号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 関 米吉君登壇）

○厚生委員長（関 米吉君） 議案第七十四号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、審査内容について

の大概を報告させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず本議案の提案理由について、担当課長より、本議案は地方税法の一部改正によって課税限度額が二十四万円に引き上げられたことに伴い、現在当市に課税限度額十七万円を十九万円に改定するとともに、附則第二項も法改正によって改めるために提案したものである。なお、課税限度額に対する都下二十六市の状況は法定限度額以下の二十四万円とするもの一市、二十三万円が一市、二十二万円が十三市、二十一万円が三市、二十万円が二市、十九万円が三市、十七万円が三市であるとの説明があり、質疑に入りました。

質疑においては、一、本会議における提案理由説明において、十九万円に限度額を改定することによって該当する世帯は二百八十世帯、これに伴う増収は五百六十六万八千円と説明されたが、影響を受ける世帯は、加入世帯の何%くらいになるか。二、限度額を十九万円とした根拠は何かとの質疑に対し、担当部長及び課長から、一、限度額を十九万